

2023年7月14日

株主の皆様

札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社ツルルホールディングス
代表取締役社長 鶴羽 順

「第61回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社「第61回定時株主総会招集ご通知」の一部に修正すべき点がございましたので、下記のとおり修正させていただきます。

敬具

記

修正箇所：「第61回定時株主総会招集ご通知」4ページ「議決権行使についてのご案内」

修正内容：

修正箇所には下線を付しております。

修正前	修正後
<p>(第1号議案と第3号議案の議決権行使に関する注意事項)</p> <p>当社定款17条第1項において、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は7名以内と定められております。</p> <p>他方、会社提案(第1号議案)では、取締役(監査等委員であるものを除く。)7名の選任を、株主提案(第3号議案)では、取締役(監査等委員であるものを除く。)2名の選任を提案しており、両議案の全ての候補者(合計9名)が選任されると当社の定款に定める取締役(監査等委員であるものを除く。)の定員枠を超えてしまうことになります。</p> <p>そのため、原則として、過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任させていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が7名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い取締役候補者から順に7名を上限として選任するものといたします。</p>	<p>(第1号議案と第4号議案の議決権行使に関する注意事項)</p> <p>当社定款17条第1項において、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は7名以内と定められております。</p> <p>他方、会社提案(第1号議案)では、取締役(監査等委員であるものを除く。)7名の選任を、株主提案(第4号議案)では、取締役(監査等委員であるものを除く。)2名の選任を提案しており、両議案の全ての候補者(合計9名)が選任されると当社の定款に定める取締役(監査等委員であるものを除く。)の定員枠を超えてしまうことになります。</p> <p>そのため、原則として、過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任させていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が7名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い取締役候補者から順に7名を上限として選任するものといたします。</p>

修正前	修正後
<p>(第2号議案と第4号議案の議決権行使に関する注意事項)</p> <p>当社定款第17条第2項において、当社の監査等委員である取締役の員数は、4名以内と定められております。そのうち1名の任期は来年の定時株主総会の終結の時までとされているため、監査等委員である取締役3名の選任に係る会社提案(第2号議案)と、監査等委員である取締役3名の選任に係る株主提案(第4号議案)の全ての候補者(合計6名)が選任されると、現任の監査等委員である取締役1名を含み、当社の定款に定める監査等委員である取締役の定員枠を超えてしまうことになります。</p> <p>そのため、原則として、過半数のご賛同を得た監査等委員である取締役候補者を選任させていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が3名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い監査等委員である取締役候補者から順に3名を上限として選任するものといたします。</p>	<p>(第2号議案と第3号議案の議決権行使に関する注意事項)</p> <p>当社定款第17条第2項において、当社の監査等委員である取締役の員数は、4名以内と定められております。そのうち1名の任期は来年の定時株主総会の終結の時までとされているため、監査等委員である取締役3名の選任に係る会社提案(第2号議案)と、監査等委員である取締役3名の選任に係る株主提案(第3号議案)の全ての候補者(合計6名)が選任されると、現任の監査等委員である取締役1名を含み、当社の定款に定める監査等委員である取締役の定員枠を超えてしまうことになります。</p> <p>そのため、原則として、過半数のご賛同を得た監査等委員である取締役候補者を選任させていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が3名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い監査等委員である取締役候補者から順に3名を上限として選任するものといたします。</p>

以上